

道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会の開催等について

1 趣旨

別添のとおり

2 令和元年度における労働時間等説明会の開催方針（案）

(1) トラック

ア 実施主体

労働基準監督署。ただし、県下全域にわたること及び佐賀運輸支局、佐賀県トラック協会等関係機関との調整については労働基準部監督課で行う。

イ 対象

佐賀県トラック協会の会員企業を対象とする。なお、非会員事業場に対しては、次年度以降、把握方法及び開催方法を検討するものとする。

令和元年度においては、以下の2回開催するほか、各労働基準監督署とトラック協会の支部との間で開催の合意が取れた都度開催していくこととしたい。

<令和元年度の開催予定>

①令和元年10月11日 於：メートプラザ

陸上貨物運送業に対する労務管理・荷役災害防止に係る研修会（佐賀署）

②令和元年10月29日 於：佐賀県トラック協会

荷主及びトラック運送事業者を対象としたガイドラインセミナー（富士通総研）

ウ 説明会の内容

- ・ 佐賀運輸支局からの説明（運送業の働き方改革に係る国土交通省の各種施策や助成制度について）
- ・ 労働基準監督署からの説明（改正労働基準法等について）
- ・ トラック協会からの説明又は資料配布（業界内の取組について）

エ その他

上記事項に関しては、トラック輸送における取引環境・労働時間改善佐賀県協議会に報告し、意見等をいただくこととしたい。

(2) バス

ア 実施主体

労働基準監督署。ただし、県下全域にわたること及び佐賀運輸支局、佐賀県バス・タクシー協会等関係機関との調整については労働基準部監督課で行う。

イ 対象

佐賀県バス・タクシー協会の会員企業を対象とする。なお、非会員事業場に対しては、次年度以降、把握方法及び開催方法を検討するものとする。

令和元年度においては、12月以降に佐賀市で1回開催することを計画したい。次年度以降については、今年度の参加状況を踏まえて検討したい。

運輸分野 働き方改革・雇用管理改善・人材確保対策推進協議会 出席予定者名簿

日時：令和元年7月30日（火）13：30～

場所：佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室2

No.	所属	役職名	氏名	備考
1	一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	江 上 康 男	
2		事務局長	栗 山 良 彦	
3	公益社団法人 佐賀県トラック協会	事務局長	山 崎 昭 浩	
4			田 中 志 俊	
5	国土交通省 九州運輸局佐賀支局	首席運輸企画専門官	松 原 陽 介	
6		運輸企画専門官	高 田 尚 吾	
7	佐賀県 産業労働部産業人材課	副課長	古 賀 伸 二	
8	佐賀働き方改革推進支援センター	副センター長	佐々木 伸昌	
9	佐賀労働局 雇用環境均等室	監理官	白 武 和 久	
10	佐賀労働局 労働基準部	監督課長	本 田 真 由 美	
11	佐賀労働局 職業安定部	部長	松 村 岳 明	
12		職業安定課長	山 口 康 旗	
13		職業対策課長	飯 田 善 勝	
14	佐賀公共職業安定所	統括職業指導官	吉 岡 文 恵	

事務局

15	佐賀労働局 労働基準部監督課	主任監察監督官	川 浪 盛 雄	
16	佐賀労働局 職業安定部	地方雇用開発担当官	大 久 保 義 浩	
17		地方職業指導官	井 上 幸 徳	
18		職業紹介係	山 口 勝 也	
19	佐賀公共職業安定所	介護労働専門官	富 永 博	
20				

道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会の開催について

1 趣旨

自動車運送の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が平成 36 年（2024 年）3 月 31 日まで猶予されており、これまで、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法律制度等の周知、理解の促進に向けた道路旅客・貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2 開催案

〈実施主体〉労働基準監督署（トラックに関しては、「荷主及びトラック運送事業者を対象としたガイドラインの周知セミナー」との共催も可能）

〈対象〉 全日本トラック協会（又は都道府県協会）の会員企業
日本バス協会（又は都道府県協会）の会員企業
全国ハイヤー・タクシー連合会（又は都道府県協会）の会員企業
※上記団体のいずれにも属していない企業については、把握方法も含め、別途説明会の開催を検討

〈説明会内容〉※詳細な内容は地域の特性に応じて労働基準監督署が調整する。

- 労働基準監督署から労基法や時間外労働等改善助成金等の説明
- 国土交通省各運輸局等から、必要に応じ、「『ホワイト物流』推進運動」や助成事業等の説明（運輸局等やトラック協会等の説明時間を設けない場合には、労働基準監督署において、リーフレットの配布や制度等の簡単な紹介を行う。）
- トラック協会等から業界としての対策の説明や会員企業への協力依頼

3 その他

- ・ トラックについては、労働基準監督署ごとに本説明会を実施する（全国で最低 320 回）（国土交通省は都道府県の筆頭署における説明会に可能な限り参加）
- ・ バス・タクシーについては、筆頭署が中心となり他署との合同により、本説明会を実施する（バスの説明会：全国で最低 47 回、タクシーの説明会：全国で最低 47 回）（国土交通省は都道府県の筆頭署における説明会に可能な限り参加）
- ・ 5 年間で全ての道路旅客・貨物運送業を対象に説明会を実施するが、企業での準備期間等を考慮し、できる限り最初の 3 年間で集中的に実施する
- ・ 平成 31 年度開催予定の「荷主及びトラック運送事業者を対象としたガイドラインの周知セミナー」（全国で 50 回、47 都道府県で各 1 回以上開催）の場で、各施策等を説明することにより、トラックの説明会開催に代えることも可能とする
- ・ 国土交通省運輸局等への出席要請については、各都道府県労働局が調整することとするが、例えば、対象事業場の多く見込まれる筆頭署開催の説明会等に限定して、出席を要請する等が考えられる
- ・ トラックに関しては、都道府県に設置された取引環境・労働時間改善地方協議会を活用して、本説明会の内容等について検討を行う
- ・ 全日本トラック協会、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会の都道府県協会の職員（Ex. 専務理事、事務局次長等）に事業者との連携・調整役を依頼する。
- ・ 連携・調整役は、説明会の開催を事業者にも周知する等、労働基準監督署に対する窓口となり必要な協力を行う。また、事業者から長時間労働削減に関する相談があった際には労働局を紹介する等、事業者による自主的な取組の促進に努める
- ・ 行政は、当該調整役に情報提供等必要な支援を行う
- ・ 連携・調整役の取組に当たって困難な点があれば行政が相談・支援を行う

九州・沖縄
ブロック

荷主と運送事業者のための

トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者の双方が、歩み寄り、そして協力しあって取り組むことが必要です。

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

セミナープログラム (予定)

※セミナーは全都道府県で開催します。

- PART 1** 荷主と運送事業者の協力による
取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明
株式会社 富士通総研 コンサルタント
- PART 2** 「ホワイト物流」推進運動について
国土交通省 地方運輸局(運輸支局)
- PART 3** 改正労働基準法のポイントについて
厚生労働省 都道府県労働局(労働基準監督署)

お申し込みの流れ

お申し込み期限:各開催日の1週間前まで

FAXでの申し込み 》 下記FAX申込書の各項目をご記入のうえ、FAX番号03-5401-8419に送信

インターネットでの申し込み 》 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の「セミナー申し込み画面」から、申し込みができます。
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/#seminar>



お申し込みに際しての留意事項 ・反社会的勢力に該当すると認められた場合は、お申込みを受付することができません。・申し込み多数の場合は、ご参加人数の調整をお願いする事があります。

FAX 申込書

以下ご記入頂き、切り取らずそのままFAX送信ください

「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、下記の通り申し込みます。 「個人情報の取扱い」は、裏面をご確認ください。 申込日 月 日

参加希望セミナー(裏面を確認のうえ、○印を記載してください)

複数回のセミナーを申し込まれる場合は、会場/開催日ごとに、FAXにてお申込みください

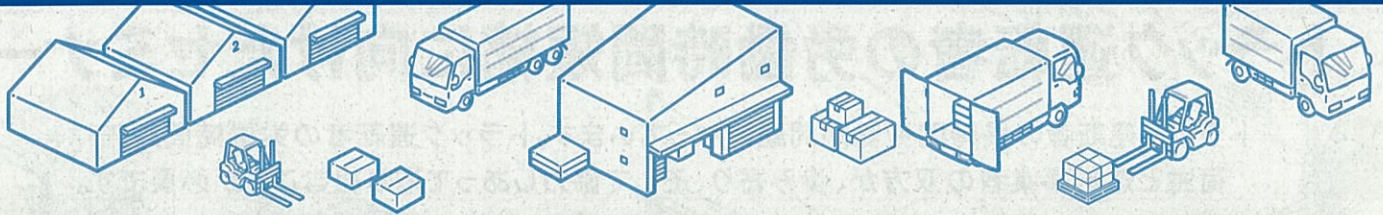
福岡 (2019.11.14)	福岡 (2020.1.28)	佐賀 (2019.10.29)	長崎 (2019.10.28)	熊本 (2019.12.3)	大分 (2020.1.21)	宮崎 (2020.2.6)	鹿児島 (2019.10.31)	沖縄 (2019.11.12)
貴社名				業種	運送事業者 ・ 荷主 ・ その他			
受講者				代表者氏名	代表者メールアドレス			
				代表者含む 貴社合計ご参加人数	人	代表者電話番号		

FAX 03-5401-8419

セミナー当日、本用紙をご持参ください

開催

荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー



セミナー会場

● 開始5分前までにはお越しください ● 公共交通機関のご利用をご検討ください

福岡

2019年11月14日(木)
13時00分～16時00分

会場名 福岡県トラック総合会館
402会議室
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東
1-18-8
アクセス ・JR博多駅下車 徒歩5分

福岡

2020年1月28日(火)
13時00分～16時00分

会場名 ウェルとばた 多目的ホール
住所 福岡県北九州市戸畑区
汐井町1番6号
アクセス ・JR戸畑駅 徒歩2分

佐賀

2019年10月29日(火)
13時00分～16時00分

会場名 佐賀県トラック協会 研修会館
大会議室
住所 佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1
番20号
アクセス 【車】・JR佐賀駅より10分

長崎

2019年10月28日(月)
13時00分～16時00分

会場名 長崎県勤労福祉会館 講堂
住所 長崎県長崎市桜町9-6
アクセス ・JR長崎駅下車 徒歩15分
・長崎電気軌道
市民会館停留所 徒歩3分

熊本

2019年12月3日(火)
13時00分～16時00分

会場名 くまもと県民交流会館
会議室1
住所 熊本県熊本市中央区手取本町
8番9号 テトリアくまもとビル
アクセス ・市電 水道町電停 徒歩1分

大分

2020年1月21日(火)
13時00分～16時00分

会場名 大分県トラック協会
大会議室
住所 大分県大分市向原西1丁目
1-27
アクセス ・JR高城駅から徒歩15分

宮崎

2020年2月6日(木)
13時00分～16時00分

会場名 宮崎市民プラザ 大会議室
住所 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1
番2号
アクセス 【バス】・JR 宮崎駅・南宮崎駅か
らバスで10分

鹿児島

2019年10月31日(木)
13時00分～16時00分

会場名 かごしま県民交流センター
大研修室 第4
住所 鹿児島県鹿児島市山下町14-50
アクセス ・市電 水族館口電停下車 徒歩4分
・JR鹿児島駅下車 徒歩10分

沖縄

2019年11月12日(火)
13時00分～16時00分

会場名 九州沖縄トラック研修会館
第1研修室
住所 沖縄県那覇市港町2丁目5番23号
アクセス 【バス】・那覇バスターミナルより那覇バ
ス101番線にて倉庫前(市場向け)下車。

会場の地図は、おもて面に記載のポータルサイトをご覧ください。※12時30分から開場します。

個人情報の取扱いについて

ご提供いただきました個人情報は弊社の「個人情報保護ポリシー」に則り、厳格に管理させていただきます。つきましては、以下に掲げる項目をご確認の上、ご同意いただき、ご記入下さいますようお願い申し上げます。

- 本申込書により取得する個人情報は、荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーの運営管理に利用させて頂くものとし、他の目的には一切使用いたしません。
- 本申込書により取得する個人情報は、第三者へ提供することはありません。
- 本申込書より取得する個人情報を委託することはありません。
- 任意項目にご記入いただかない場合の不利益はありません。
- 送信元FAX番号を記録することがあります。
- ご記入いただいた個人情報に関して、開示のご請求や利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・提供の停止に該当する場合には、個人情報ご相談窓口までお知らせください。

【個人情報ご相談窓口】

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ

セミナー事業担当 沖原 電話：(03)5401-8394 e-mail:fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

【個人情報管理元責任者】

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ 沖原：(03)5401-8394

お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者

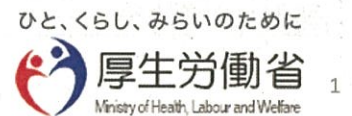
株式会社 富士通総研

担当名：沖原・亀廻井(かめのい)・小田・田村

電話：03-5401-8394

メール：fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

働き方改革関連法施行に向けた下請取引に関する対応



◆ 要請書の送付

- 大企業に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、中小企業等に無理な発注を行うことが懸念されるため、繁忙期や短納期発注の発生要因の課題が考えられる業界団体に対して、厚労省および中企庁が、業所管省庁との連名文書により、計1,066団体に対して要請を実施。

	日付	業所管省庁
①	2月26日付け文書	経産省
②	2月28日付け文書	総務省、農水省、国交省、警察庁、国税庁
③	3月4日付け文書	厚労省

- 会員企業等に周知するため、複数の団体から、リーフレットの追加送付依頼等が寄せられている。

◆ 周知広報

- 政府広報を活用し、要請文を発出した旨について周知。
- 働き方改革関係施策の周知ルートを活用し、要請文を発出した旨について、中小企業の皆様にも広く周知。

No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名
	経済産業省	46	日本試験機工業会	92	全国厚板シヤリング工業組合
1	一般財団法人先端加工機械技術振興協会	47	日本光学測定機工業会	93	線材製品協会
2	一般財団法人F A財団	48	日本ガスメーター工業会	94	一般社団法人日本鉄鋼連盟
3	一般社団法人日本ロボット工業会	49	日本ガソリン計算機工業会	95	日本鉄源協会
4	一般財団法人マイクロマシンセンター	50	日本タクシーメーター工業会	96	日本鉄リサイクル工業会
5	NMEMS技術研究機構(技術研究組合)	51	日本圧力計温度計工業会	97	鐵鋼スラグ協会
6	一般財団法人製造科学技術センター	52	一般社団法人日本検査機器工業会	98	日本フェロアロイ協会
7	一般社団法人日本粉体工業技術協会	53	一般社団法人日本時計協会	99	スチール缶リサイクル協会
8	一般財団法人日本溶接技術センター	54	一般社団法人日本時計輸入協会	100	一般社団法人特殊鋼倶楽部
9	日本メンテナンス工業会	55	一般社団法人日本時計学会	101	普通鋼電炉工業会
10	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	56	全日本時計実用眼鏡小売協同組合	102	ステンレス協会
11	一般社団法人日本非破壊検査工業会	57	一般社団法人日本アミューズメント産業協会	103	全国鉄鋼販売業連合会
12	一般社団法人日本産業機械工業会	58	一般社団法人日本半導体製造装置協会	104	全国コイルセンター工業組合
13	一般社団法人日本建設機械工業会	59	一般社団法人日本自動認識システム協会	105	一般社団法人全日本特殊鋼流通協会
14	一般社団法人日本建設機械施工協会	60	一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会	106	全国ステンレス流通協会連合会
15	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	61	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会	107	日本金網団体連合会
16	日本ボイラー・圧力容器工業組合	62	一般社団法人日本望遠鏡工業会	108	日本金網団体連合会/西日本金網協会
17	日本プラスチック機械工業会	63	一般財団法人日本カメラ財団	109	日本溶接材料工業会
18	日本部品供給装置工業会	64	一般社団法人カメラ映像機器工業会	110	日本磨床鋼工業組合
19	一般社団法人日本農業機械工業会	65	日本真空工業会	111	全国十八リットル缶工業組合連合会
20	一般社団法人日本工作機械工業会	66	日本光学工業協会	112	全国缶工業会連合会
21	一般社団法人日本機械設計工業会	67	日本顕微鏡工業会	113	ドラム缶工業会
22	一般社団法人日本工作機械工業会	68	一般社団法人日本写真映像用品工業会	114	日本ドラム缶更生工業会/東日本ドラム缶協同組合
23	公益財団法人工作機械技術振興財団	69	一般社団法人日本包装機械工業会	115	日本ドラム缶更生工業会/西日本ドラム缶協同組合
24	公益財団法人マザック財団	70	一般社団法人日本食品機械工業会	116	全日本一般缶工業団体連合会
25	日本精密機械工業会	71	一般社団法人日本繊維機械協会	117	日本製缶協会
26	日本工作機械輸入協会	72	一般社団法人日本縫製機械工業会	118	日本溶接容器工業会
27	日本工作機械販売協会	73	一般社団法人日本印刷産業機械工業会	119	高圧容器工業会
28	一般社団法人日本物流システム機器協会	74	一般社団法人日本自動販売機工業会	120	全国鋼管製造協同組合連合会
29	日本マテリアル・ハンドリング協会	75	一般社団法人日本木工機械工業会	121	溶接鋼管協会(大阪事務所)
30	日本機械工具工業会	76	日本機械鋸・刃物工業会	122	全日本金属印刷工業協同組合連合会
31	ダイヤモンド工業協会	77	日本環形機器工業会	123	日本ダクタイル鉄管協会
32	日本産業洗浄協議会	78	全国醸造機器工業組合	124	日本ダクタイル異形管工業会
33	一般社団法人日本電機工業会	79	協同組合日本製パン製菓機械工業会	125	全国ジョベルスコップ工業協同組合(浅香工業)
34	一般社団法人日本配電制御システム工業会	80	全国製菓厨房機器原料協同組合	126	一般社団法人日本電線工業会
35	一般社団法人日本铁塔協会	81	全国製菓機器商工協同組合	127	一般社団法人日本アルミニウム協会
36	一般社団法人日本冷凍空調工業会	82	一般社団法人日本ベアリング工業会	128	一般社団法人日本アルミニウム合金協会
37	一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会	83	一般社団法人日本フルードパワー工業会	129	一般社団法人軽金属製品協会
38	電気機能材料工業会	84	一般社団法人日本ねじ工業協会	130	軽金属同友会
39	一般社団法人日本計量機器工業連合会	85	一般社団法人日本歯車工業会	131	アルミ缶リサイクル協会
40	一般社団法人日本分析機器工業会	86	一般財団法人日本輪受検査協会	132	一般社団法人日本マグネシウム協会
41	一般社団法人日本測量機器工業会	87	公益財団法人油空圧機器技術振興財団	133	一般社団法人日本伸銅協会
42	一般社団法人日本電気計測器工業会	88	公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団	134	銅箔工業会
43	日本硝子計量器工業協同組合	89	日本チェーン工業会	135	一般社団法人日本チタン協会
44	一般社団法人日本科学機器協会	90	一般社団法人アルコール協会	136	一般社団法人新金属協会
45	日本精密測定機器工業会	91	一般社団法人全国縦横工業協会	137	全国鉛鋳加工団体協議会

「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」第9回会議(令和元年6月12日)資料

資料 1

働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対策について

令和元年6月12日

ひと、くらし、みらいのために



1 業所管省庁による取組の強化

① 「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」防止・改善事例の収集と周知・広報

「しわ寄せ」防止について文書要請を行った業界団体を対象に実施したフォローアップ調査（※1）で得られた「しわ寄せ」の声やその防止・改善につながったとの声（※2）をとりまとめ、厚労省から業所管省庁へ共有。

業所管省庁は、これらの声を基に業界団体等への追加ヒアリング等を実施し、業界固有の「しわ寄せ」事例や「しわ寄せ」の防止・改善事例を取りまとめ、業界団体への周知・広報を徹底。

※1 文書要請を行った団体に、本年5月に業所管省庁から「会員企業等にどのように周知したか」等について報告を依頼（厚労省まとめ）。

※2 ・物流業者から着荷主への提案で、朝一納入指定を前日の午後納入にすることにより作業効率が上がった。
・業界の標準単価を設定できないため、親事業者、関連企業等と合同で勉強会・検討会を開催している。など

② 経営トップに対する直接要請等

業所管省庁の幹部等が、大企業・親事業者の経営トップが参加する全国的・地域単位の主要な業界団体の会合などを活用し、自社の働き方改革により下請事業者に「しわ寄せ」が生じないように直接要請を行うとともに、経営トップから調達部門の役員・責任者に対して確実に指示するよう依頼。

また、業所管省庁から所管業界団体に対し、経営トップが出席する各種会合において『大企業・親事業者の働き方改革による下請事業者への「しわ寄せ」防止』を議題として積極的に取り上げるよう依頼。

③ 下請中小企業振興法「振興基準」等による「しわ寄せ」防止に向けた行政指導の活性化

下請事業者・親事業者の事業を所管する大臣（主務大臣）が大企業・親事業者に対して指導、助言を行う際に用いることができる「振興基準」等について、中企庁から業所管省庁に分かりやすい資料を策定・提供し、業所管省庁は、これらの資料等を活用し、「しわ寄せ」事例に対する行政指導を活性化。

2 厚労省・中企庁・公取委による取組の強化（「しわ寄せ防止総合対策」の策定）

① 労働局による大企業・親事業者への重点的な要請等

労働局において、管内の大企業・親事業者に対して、個別に訪ね、労働時間等設定改善法第2条第4項の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等を重点的に実施。

② 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定

11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、下請取引適正化推進月間の取組との連携を図りつつ、大企業・親事業者に対する集中的かつ効果的な取組（※）を実施。

※ 経営トップセミナーの開催、大企業・親事業者への企業訪問による集中的な働きかけの実施 等

③ 労働局・労基署が実施する説明会への経済産業省職員の派遣

労働局・労基署が実施する働き方改革関連法に関する説明会に、経済産業省から職員を派遣。

大企業・親事業者の働き方改革の推進に当たって下請事業者に「しわ寄せ」が生じないように努める必要があることを説明するとともに、「しわ寄せ」相談にも対応。

④ 厚労省と中企庁との「しわ寄せ」相談情報に関する連携の強化

厚労省と公取委・中企庁との通報制度（強化済）に加え、労働局・労基署・働き方改革推進支援センターの窓口や監督指導・個別訪問において、下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、リーフレット（※）等を活用して「振興基準」等の説明を行うとともに、相談情報を地方経産局に情報提供。

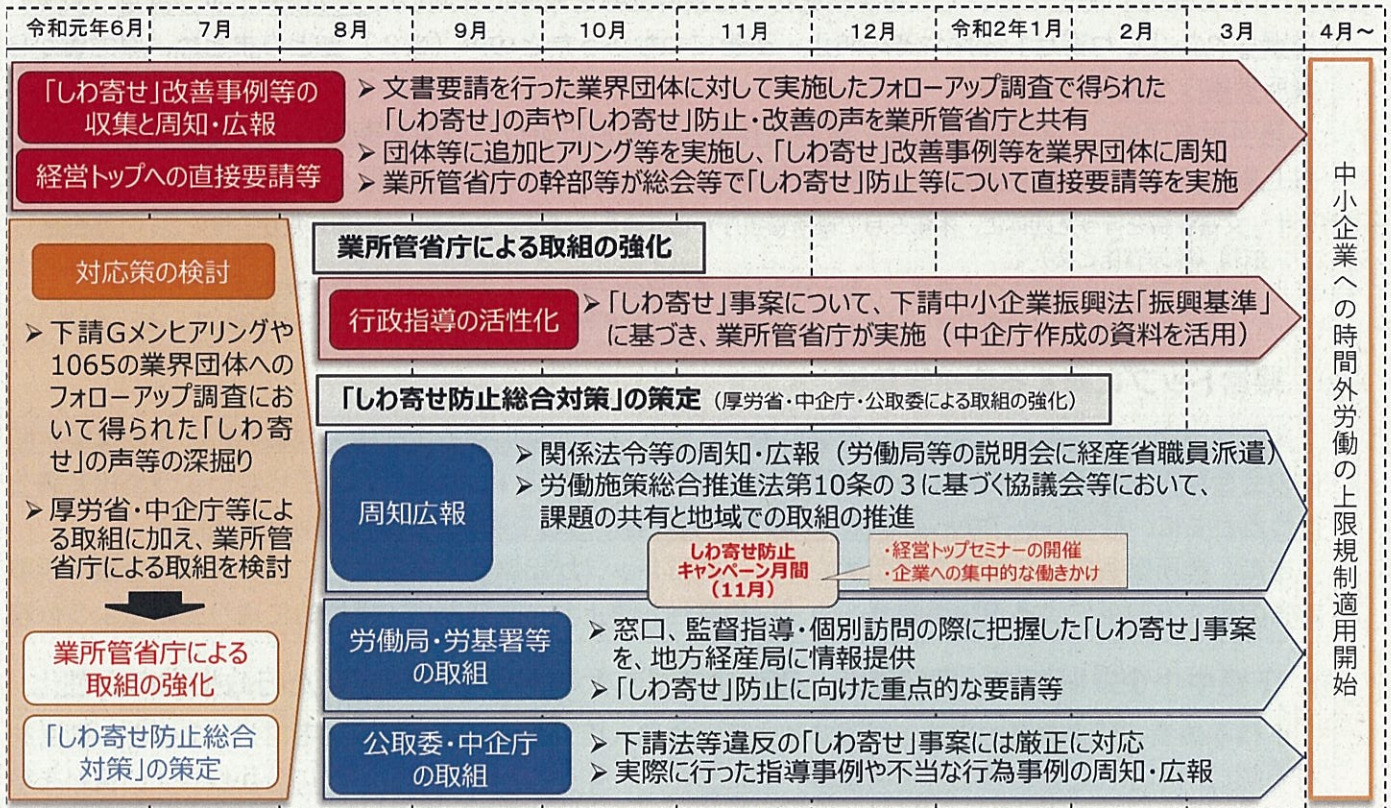
※ 振興基準のポイントや相談先などを記載した分かりやすいリーフレットを新たに作成。

⑤ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、公取委・中企庁が厳正に対応。また、指導事例や不当な行為事例（べからず集）の周知・広報を徹底。

働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対応について（工程表）

- 中小企業が時間外労働の上限規制に円滑に対応できるよう、大企業・親事業者に対する「しわ寄せ」防止に向けた取組を集中的に実施
- 取組の実施に伴い把握した課題に対しては、対応策を検討し、速やかに対策を実施



※令和2年度以降においても上記の取組を実施し、PDCAサイクルを着実に回していく。

「しわ寄せ防止総合対策」の策定

【現状の課題と課題への対策】

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため「大企業・親事業者の働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策（仮称）」（通達）を策定し、取組を推進

<総合対策の4つの柱>

① 関係法令等の周知広報

- ・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

① 関係法令等の周知広報

> 厚労省・中企庁が連携した周知啓発等

- 労働局・労基署が実施する働き方改革関連法に関する説明会等を通じ、中企庁と連携し、リーフレットや事例等により、働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発を行い、「しわ寄せ」相談事案の把握に努める。

厚生労働省

働き方改革関連法・労働時間制度説明会

開催地域：全国の労働基準監督署
実施時期：平成31年4月～
対象事業場：
一定時間以上の時間外・休日労働を行っており、時間外労働の上限規制の施行に対応する必要があると考えられる事業場（大企業を含む）
説明内容：
・労働基準法等の改正内容
・長時間労働の削減に係る好事例の紹介
・時間外労働等改善助成金の周知 等

※ 平成30年度実績（全国）毎月約250回開催

放送事業者や放送コンテンツ制作会社等に対する説明会

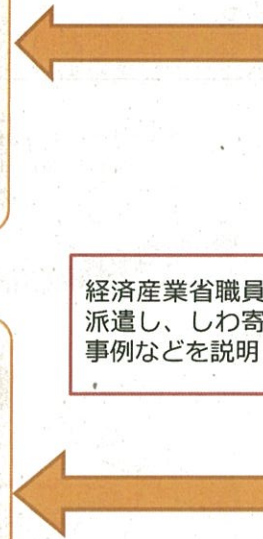
※ 規制改革実施計画（平成30年6月15日付け閣議決定）に基づく取組
開催地域：東京、愛知、大阪
実施時期：令和元年7月～
対象事業場：
放送事業者、テレビ番組制作会社、アニメーション制作会社等
説明内容：
放送コンテンツ制作取引における労働基準関係法令等の遵守や下請通報制度等の各行政機関に対する情報提供について

中小企業庁

経済産業省職員
(中企庁職員含む)



経済産業省職員を派遣し、しわ寄せ事例などを説明



9

① 関係法令等の周知広報

> 「しわ寄せ」防止の集中的な実施

- 上限規制適用による中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」（※）と位置づけ、集中的な取組を実施

※ 11月は「下請取引適正化推進月間」でもある。

<主な実施事項>

> 「しわ寄せ」防止に向けた大企業・中小企業経営トップセミナーの開催

- 大企業・中小企業の経営トップに対して、①行ってはいけない短納期発注等の行為（＝「しわ寄せ」行為）、②「しわ寄せ」改善事例（好事例）の周知等を行う。

> 厚労省、労働局及び労基署において、上限規制の適用を受ける大企業等に対して、企業訪問による「しわ寄せ」防止に向けた働きかけ等を集中的に実施

- 厚労省幹部は、大企業等を訪問し、経営トップに対して要請書を渡すなどにより、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけを行う。
- 労働局幹部は、管内の大企業等を訪問し、経営トップに対して要請書を渡すなどにより、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけを行うとともに、職員は、管内の大企業等を訪問し、「しわ寄せ」防止に向けたリーフレット等を用いて助言等を行う。
- 労基署においては、監督指導及び労働時間・相談支援班が実施する訪問支援の機会を活用し、「しわ寄せ」防止に向けた周知を行う。

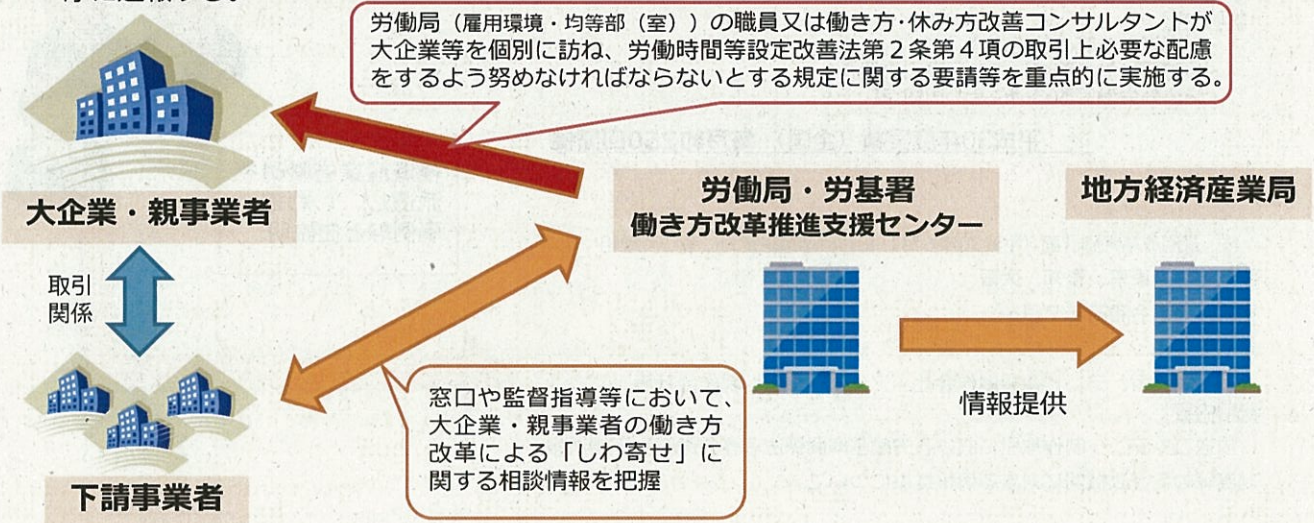
10

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- 労働局・労基署・働き方改革推進支援センターの窓口や監督指導・個別訪問において、下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談情報が寄せられた場合には、リーフレット等を活用して「振興基準」等の説明を行うとともに、相談情報を地方経済産業局に情報提供する。

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた重点的な要請等・通報

- 労働局においては、管内の大企業等に対して、個別に訪ね、リーフレット等を用いて労働時間等設定改善法第2条第4項の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等を重点的に実施する。
- 下請事業者に対する監督指導において、労働基準法第24条、第32条違反等の労働基準関係法令違反が認められ、その背景に親事業者による下請法違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報する。



11

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- 大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短期発注等の下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合、公取委・中企庁は下請法等に基づき、厳正に対応する。
- 「しわ寄せ」に関して実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）について、働き方改革に関する政府広報HPや業所管省庁を通じて、業界団体・個別企業へ広く周知・広報を行う。

「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう 気を付けましょう！！

- 以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

(1) 買いたたき (下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号/A)

事例①：短期発注による買いたたき

発注者は、短期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一時的に定めた。



事例②：業務効率化の果実の横取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」と主張し、著しく低い取引対価を一時的に定めた。



(2) 減額 (下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号/A)

事例③：付加価値の不払

発注者は、書面において短期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」との理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払われなかった。



(3) 不当な給付内容の変更・やり直し (下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号/B)

事例④：直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配達を取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



(4) 受領拒否 (下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号/B)

事例⑤：短期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



(5) 不当な経済上の利益提供要請 (下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号/C)

事例⑥：働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



12

「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買ったとき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例① 短納期発注による買ったとき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方向的に定めた。

悪いけど、
発注した製品について、
代金は変えずに納期を
早めてもらいたい。

発注者



短納期対応のために
休日出勤等、追加で
費用が発生してしまうよ。

受注者



事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

もらった製造原価計算
資料等を分析すると、
利益率が高いよだから、
値下げに応じられるはず。

発注者



自分たちの
努力で
業務を効率化
したのに…

受注者



02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

予算が
足りないから、
いつもと同じ代金で
よろしく。

発注者



「特急料金」に基づく
対応をしたのに
いつもと同じ代金だなんて。

受注者



03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



下請振興法の 「振興基準」とは？

平成30年12月に振興基準が改正されました！



下請振興法の「振興基準」とは？



親事業者と下請事業者の、**望ましい取引関係**を定めています。



下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う**幅広い取引が対象**となります。

※「振興基準」：下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が制定（経済産業省告示）。

改正の POINT

- 大企業間の取引についても手形払いを現金化に！
- 型代金は、下請事業者から一括払いの要望があれば、速やかに支払うよう努めること！
- 「働き方改革」への対応によって、下請事業者に不利益になるような取引を行わないこと！

01 親事業者と下請事業者は共存共栄！

親事業者は、「働き方改革」や生産性の向上に取り組むことが出来るよう、下請事業者への訪問や面談を欠かさないように心がける。



02 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮する。
- 取引の停止、又は大幅に減少しようとする場合には、経営に影響を及ぼさないよう十分な猶予を持って予告する。



03 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

例えば・・・

- 原価低減目標の数値のみを提示する。
- 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- 文書や記録を残さない(口頭で削減幅を示唆)等

単価決定にあたっては十分に協議して欲しい。でも、取引が止められたら困るなあ。。。

今年も5%の単価引き下げを頼むよ。



04 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。



05 金型・木型の保管コストは親事業者が負担しましょう!

- 金型などの保管は、双方が十分に協議して、方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。



06 支払いは現金! 手形の場合、親事業者が割引料の負担をしましょう!

- 下請代金の支払いは可能な限り現金にする。
- 手形などによる場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないようにする。
- 手形サイトは120日(繊維業においては90日)を超えてはならないことを当然として、将来的に60日以内とするように努める。

ありがとうございます!

今後の支払いは現金払いにします。



- NEW** 大企業は率先して、大企業間の取引においても手形払いの現金化などの支払条件の見直しを進める。
- NEW** 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。
- NEW** 型を下請事業者が保管する場合、代金の支払い方法は下請事業者と十分協議し、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。

07 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力しましょう!

- 親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- 業界団体は、サプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」を図るため、自主行動計画を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※平成31年4月時点で、自動車、素形材、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、トラック運送、建設、機械製造、流通、警備、放送コンテンツの12業種32団体が自主行動計画を策定・公表。



08 NEW 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担する。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わない。

例えば・・・

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 納期や工期の過度な年度未集中

ありがとうございます！
より良い労働環境を目指して頑張ります！

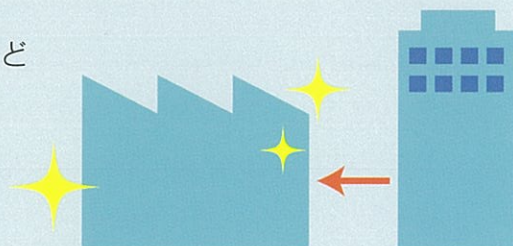
無理な発注をしないように心がけますね！



09 親事業者は下請事業者の「事業承継」に協力しましょう!

- 下請事業者の円滑な事業承継実施に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援など積極的な役割を果たすこと。

- NEW 下請事業者も事業承継計画の策定など、事業継続に向けた計画的な取組を行う。



10 NEW 天災等緊急事態に備え、災害時には協力して行動しましょう!

- 自然現象による災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されることがないように、連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。

天災等が発生した場合・・・

- 下請事業者は速やかに被害状況を親事業者に知らせる。
- 親事業者は天災等発生後、下請事業者の被害状況を確認して、一方的な負担を押し付けることがないように注意する。
- 親事業者は被害を受けた下請事業者が事業活動の維持又は再開する場合、出来る限り取引関係の継続や優先的な発注など配慮する。

迅速な情報の共有を心がけます！

天災はいつ起きるか分かりませんからね！



基発 0626 第1号
雇均発 0626 第1号
令和元年6月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への
「しわ寄せ」防止のための総合対策について

大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行される中、大企業等による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

このため、今般、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するため、別紙のとおり総合対策を策定したので、都道府県労働局においては、地方経済産業局及び公正取引委員会事務総局地方事務所等関係行政機関との連携に配意し、本対策の推進に努められたい。

(別紙)

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への
「しわ寄せ」防止のための総合対策

令和元年6月26日
厚生労働省
中小企業庁
公正取引委員会

1 目的

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行される中、大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

このため、働き方改革関連法による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号。以下「労働時間等設定改善法」という。）第2条第4項において、事業主に対し、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと等、取引上必要な配慮をするように努めなければならないこととされたほか、働き方改革関連法による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第10条に基づく「労働施策基本方針」（平成30年12月28日閣議決定）において、このような「事業者の取引上必要な配慮が商慣行に浸透するよう、関係省庁が連携して必要な取組を推進する」こととされている。

こうした厚生労働省の取組を踏まえ、中小企業庁では、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」について、平成30年12月、親事業者に対して、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令

に違反することのないよう配慮すること、②やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担すること等を新たに盛り込む改正を行うなど、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて、各種施策を講じているところである。

本総合対策は、働き方改革と取引適正化を車の両輪として捉え、「就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境」と「公正な取引環境」の実現が、大企業等と下請等中小事業者の双方において「成長と分配の好循環」を実現する上での共通の課題の一つであるとの認識に立ち、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図りつつ講じる所要の措置を取りまとめたものであり、これらの着実な実施によって大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止することを目的とするものである。

2 事業者が遵守すべき関係法令等の周知徹底

(1) あらゆる機会を通じた周知

都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等（地方版政労使会議を含む。）において、業所管省庁や労使団体等の関係者との間で、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する課題の共有を図り、地域における取組を推進する。

また、労働局、労働基準監督署（以下「労基署」という。）及び働き方改革推進支援センターは、窓口、集団指導及び監督指導等のあらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請事業者が払うべき努力の方向性や親事業者が行うべき協力の在り方を示した「振興基準」等についてもリーフレット等を活用した周知を図り、事業者が遵守すべき関係法令等の内容について、事業者に広く周知を図る。

さらに、労基署が行う働き方改革関連法に関する説明会において、地方経済産業局（以下「経産局」という。）の職員から働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発を行い、必要に応じ、説明会の会場で「しわ寄せ」に関する相談に応じるなど、労働局と経産局による連携した取組を実施する。

(2) 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の設定等

新たに11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」及び公正取引委員会・中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、経営トップセミナーの開催など、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」

の防止に向けた集中的・効果的な取組を実施する。

- (3) 公正取引委員会・中小企業庁による不当な行為の事例集等を用いた啓発
公正取引委員会・中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）違反の疑いのある「しわ寄せ」事案など指導等を行った事案及び不当な行為の事例集（いわゆる「べからず集」）等を用いて、大企業等を対象とした各種説明会等の機会を活用し、分かりやすい啓発を積極的に行う。

また、厚生労働省も、上記(1)の周知においてこの事例集等を活用する。

3 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報の提供

(1) 「しわ寄せ」相談情報の提供

労働局及び労基署等の窓口において、下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合や、下請等中小事業者に対する監督指導時等において、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合（下記(2)の通報制度の対象となる場合を除く。）には、上記2(1)の周知を図るとともに、相談情報を経産局に情報提供する。

(2) 通報制度の的確な運用

労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請法等違反が疑われる事案について、厚生労働省から公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行う。

4 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた重点的な要請等及び厳正な対応

(1) 労働時間等設定改善法に基づく重点的な要請等

労働局は、管内の大企業等を個別に訪ね、労働時間等設定改善法第2条第4項の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等を重点的に実施する。

(2) 下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案に対する厳正な対応

公正取引委員会・中小企業庁は、下請法等の違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、当該事案に対して厳正に対応する。

5 業所管省庁に対する働きかけ

厚生労働省・中小企業庁は、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けて、業所管省庁から所管業界団体への指導、周知啓発等の積極的な関与

について働きかけを行う。

特に、次の取組については、確実に実施されるよう働きかけを行う。

- ① 平成 31 年 2 月から 3 月にかけて厚生労働省から文書要請を行った業界団体へのフォローアップ調査を通じて得られた「しわ寄せ」の声やその防止、改善につながったとの声について、さらに追加ヒアリング等を行い、「しわ寄せ」の防止・改善事例を取りまとめ、業界団体への周知徹底を図る。
- ② 全国的・地域単位の主要な会合等において、業所管省庁の幹部等から大企業等の経営トップに対し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないように直接要請等を行う。
- ③ 「しわ寄せ」事案に対し、「振興基準」等を活用した行政指導を活性化させる。

契約の内容を書面化

できていますか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に際して、運送日時、附带業務の内容、運賃・料金の額等の必要事項について書面で共有することをルール化しています。
- 運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないことは下請法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 附带作業を含む業務内容・運賃等の重要事項が口約束となっていないですか。
- 契約書を保存していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。



附帯業務に対して料金を支払っていますか？

附帯業務はさせられるのに、お金もらえないんだよな…



附帯業務の例

横持ち

積み下ろし場所から貨物を移動させる。

ラベル貼り

貨物に値札等のラベルを貼る。

仕分け

運送終了後の貨物を方面別等に分ける。

棚入れ

倉庫内の棚に貨物を入れる。



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか
- 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。



一方的に**低い運賃・料金**で 運送委託等を行っていませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- 運送委託者の事情のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていませんか。

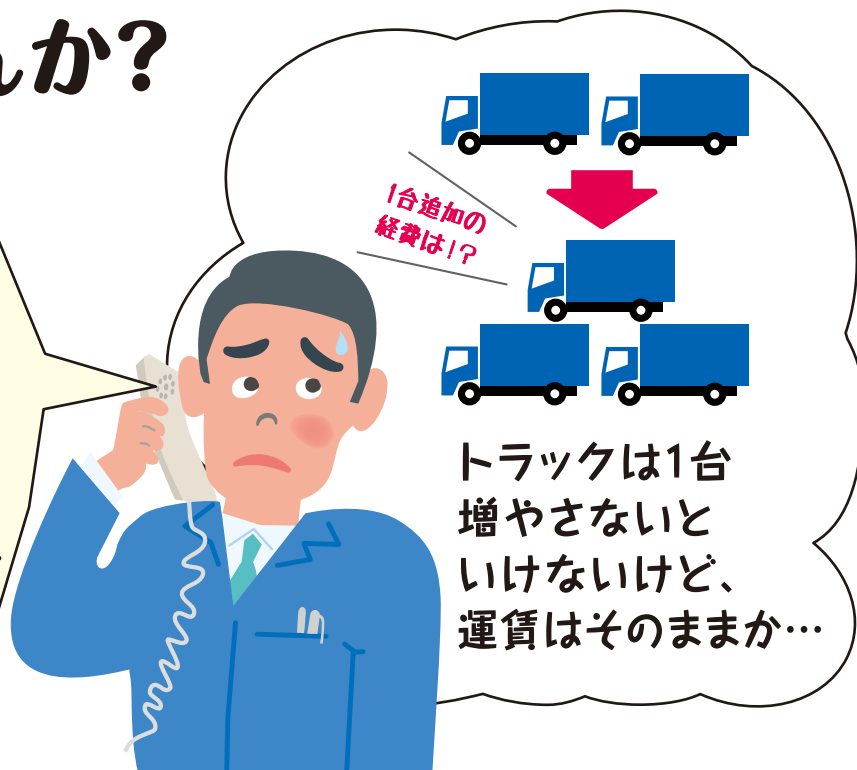


こんな取引を目指しませんか？

- 原価を踏まえた見積をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。



追加運賃・料金の負担を 拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 当初依頼した条件を超えた荷物量の費用負担を拒んでいませんか。
- 出発地・到着地の急な変更により、追加の費用が生じるにもかかわらず、運賃・料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者との十分な協議により運送条件を設定する。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を負担する。



労働時間を守れない運送を強要していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主勧告(*)の対象となるおそれがあります。

(*) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- 運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に有料道路利用等について協議する。



荷待ち時間への対策を 放置していませんか？



⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(*)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(*) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
【例】 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

有料道路の利用料金を負担していますか？

荷物の引渡しが遅くなったけど、今からでも絶対に間に合わせてね!!

そうやっていつも高速代払ってくれないんだよな...

高速使わないと間に合わないけど...



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、書面により有料道路利用料金の額とその負担者を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。



国土交通省 適正取引相談窓口 一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門
東北運輸局	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	自動車交通部	貨物課	082-228-3438	
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167	
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2515	鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120	
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0343	島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311	
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155	岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122	
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336	
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	023-686-4712	自動車交通部	貨物課	087-835-6365	
関東運輸局	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	018-863-5813	香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357	
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248	四国運輸局	徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233	愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563	
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6801	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311	
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835	自動車交通部	貨物課	092-472-2528	
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440	福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191	
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7335	九州運輸局	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271
北陸信越運輸局	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5244	長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747	
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155	
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880	大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107	
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952	
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192	
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642	運輸部	陸上交通課	098-866-1836	
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-291-7853	陸運事務所	輸送部門	098-877-5140	
中部運輸局	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602					

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう！

佐賀県 最低賃金

790 時間額
円

令和元年
10月4日から

28円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは
佐賀労働局または最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認！

最低賃金制度 検索



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
(※2)
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※3)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記1,2,3が 組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆動手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

賃金の引上げを支援します。

中小企業
事業者の
皆さんへ

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) 検索

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

リサイクル選性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。(R1.9)